

国土利用計画法第 23 条第 1 項の規定に基づく届出

事後届出制

届出者	土地売買等の契約を締結した買主
届出時期	契約を締結した日から 2 週間以内
届出対象面積	・市街化区域 2, 0 0 0 m ² 以上 ・市街化区域を除く都市計画区域 5, 0 0 0 m ² 以上 ・都市計画区域以外の区域 1 0, 0 0 0 m ² 以上
提出書類	◎土地売買等届出書（事後用） （添付書類） ① 5 万分の 1 以上の位置図 ② 5 千分の 1 以上の付近見取図 ③ 土地の形状が明らかになる公図の写し等の図面 ④ 土地売買等に係る契約書の写し
提出部数	届出書、添付書類とも 3 部（正本 1 部、副本 2 部）
その他	市街化区域で 5, 0 0 0 m ² 以上の土地取引をする場合には、売買契約の 3 週間前 までに公拵法の届出が必要となりますので、ご注意ください。詳しくは三重県地域連携部 水資源・地域プロジェクト課か、鈴鹿市都市計画課までお問い合わせください。

【事務担当】

三重県 地域連携部 水資源・地域プロジェクト課 水資源・土地利用班

TEL 059-224-2010

鈴鹿市 都市整備部 都市計画課 開発指導グループ

TEL 059-382-9074